

令和元年度第3回秦野市障害者支援委員会議事録

日 時 令和元年10月29日(火) 午前10時00分～12時00分
場 所 秦野市役所西庁舎 3階大会議室
議 題 (1) 秦野市障害者福祉計画(第5期)案について
(2) 秦野市障害者支援懇話会部門の再編成について
(3) 秦野市障害者支援懇話会部門報告について
(4) 湘南西部障害者保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
活動報告について
(5) その他

出席者 別紙「委員名簿」のとおり

1 開会

原田委員の後任の中山委員に委嘱状を交付(机上)し、ご挨拶いただく。

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 第5期秦野市障害者福祉計画について

【福井主任主事から、資料1に基づき説明】

それでは、計画案につきまして、担当から説明させていただきたいと思います。

本年2月に行いました関係団体に対するヒアリング結果や、7月に実施した関係課に対する個別施策の調査結果及び8月の支援委員会において、計画の骨子となる基本的な視点や基本目標等を中心に協議・検討いただき、これまでの経過を踏まえながら、計画全体を取りまとめました。

それでは、お手元にお配りした計画案をご覧ください。

事前に委員の皆様にお配りし、本日も持参頂いている計画案とほとんど内容は変わりませんが、言葉の表現や誤記を一部訂正した箇所があり、それに伴うページ番号の変更もありますので、訂正版の計画案としてお配りすることとしました。訂正箇所も併せてご説明したいと思います。

まず初めの目次ですが、ページ番号が一部変更になっております。

これは、読み易さを改善するため、いくつか改行や改ページを行ったことによるものですので、よろしく願いいたします。

1ページに進んでいただき、計画の基本的な考え方ですが、これまでのものとは少し構成を変えて、社会の動向や、各種の法改正の経過を踏まえながら、全体で1ページに収まるボリュームにまとめました。

ここでは、近年の主な変化となった、「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」の施行のほか、平成28年に起こった津久井やまゆり園の事件にも触れながら、

計画策定の背景や目的を展開しました。

次に2ページの計画の位置づけについてですが、これまでの計画にも掲載されていた模式図と同様のものです。

さらに、その下の基本理念から3ページの基本的な視点については、前回の支援委員会でお示ししたのから変更ありません。

続いて、5ページをご覧ください。

「第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況」については、これまでの計画同様に秦野市の総人口及び障害ごとの手帳所持者人数を表とグラフでまとめています。

また、11ページから13ページの障害者数の推移についてですが、4つのグラフのいずれも平成27年～平成31年までは、実際的人数で、令和2年から6年までの数値が推計値であるため、それが分かる表現に変更しました。

そして、「第3章 施策の展開」についてですが、14ページから17ページの「施策の体系」には、個別施策の一つひとつに施策番号をつけ、目的の個別施策を探しやすいように工夫しました。

訂正した箇所もあります。

施策番号2-10はもともと「学齢時の放課後等デイサービスの実施」でしたが、実施はすでにされているため、実施を充実に訂正しました。

ほかにも、3-4「地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）への補助」を「（ぱれっと・はだの）への支援」に変え、3-8「スポーツ大会参加者助成」を「参加者への支援」に変えました。

また、3-7「農福連携の取り組み」については、もともとは、3-17に入っていたのですが、内容的には、文化活動ではなく、就労支援策であることから、移動させています。

あとは、3-18から3-23までの施策については、漢字が連続していて読みづらさがあったため、助詞の「の」を加えました。

次のページに移って16ページ。

基本目標のところには、もともと、「誰にもやさしいまちづくりの推進」と「誰もがやさしいまちづくりの推進」の2つがあり、それぞれハード面の目標とソフト面の目標に対応していたのですが、それを一つに統合し、「すべての人にやさしいまちづくりの推進」としました。

最後に17ページの5-50「緊急通報システム事業の推進」があります、現行の計画にもある施策なのですが、事前にお配りしていた計画案では、誤って消してしまっていたものです。

訂正して戻しましたので、よろしくお願ひします。

施策の体系で訂正した箇所は以上です。

もちろん、この後につづく個別施策についても同様に訂正をしております。

そして、第5期計画から新しくなった目標や施策には、下線を引いています。

まずは、学齢期の施策の中の基本目標、「ともに学びともに育つ教育の推進」を

設置し、障害を持つ子どもとない子どもとを分けて、個別の障害特性に対応するための目標から、障害のあるなしで分けずに同じ場所で教育を受け、ともに育ち、ともに理解を深めていけるような教育を目指すための目標としました。

また、施策番号 3-8「農福連携の取り組み」、3-30「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、社会的にも非常に高い関心を集めている施策です。16 ページの 5-6「公共的施設のバリアフリー化の推進」について、公共施設から公共的施設というように現在に合わせた呼び方に変更しています。

5-12「こころのバリアフリー普及啓発の充実」については、こころのバリアフリーという言葉を入れて、障害者に対する差別の対策というところも盛り込んだ形にしています。

5-25「ピアサポート体制の充実」について、ピア活動の実施という項目でしたが、ピアの活動、ピアサポーターの活動が大きく多方面に充実してきているため、全体を通してピアサポート体制の充実をさせていくという形にしています。

17 ページに移りまして、5-39「精神障害者、特定疾患（難病）患者等の対策について関係機関との連携」については、難病だけでなく、特定疾患という言葉も新たに加えています。

5-41「点字版防災ハンドブック等の作成」については、防災ガイドブックという記載でしたが、現在発行しているものが「防災ハンドブック」という名前に変更しているため、その名前に合わせて変更しています。

5-43「ヘルプマークの普及」について、平成 29 年 4 月から、希望者に対してヘルプマークを無料で、障害福祉課の窓口とぱれっとはだの、保健福祉センターの 3 箇所で交付し、普及を図っていますので、5 期計画から新たに政策として掲載することとしています。

5-48「障害者のための防災講習会、避難訓練および啓発活動の実施」について、4 期計画では講習会と訓練、啓発活動を二つに分けていたものを総合的に進めていくために、一つに統合し、まとめました。

5-51「Net 119 緊急通報システム事業」について、今年度から新たに開始された事業で、主に聴覚障害の方で電話では 119 番通報ができない方に対して、携帯のアプリ（ガラケーでもスマホでも利用できるアプリ）を使って、緊急通報ができるというシステムです。

最後に第 4 章 計画の推進体制（69 ページ）について、他の章と比べて一つの章としては、ボリュームが少ないため、今後、資料編の中に組みこんでいきたいと考えております。

その点についても、皆様のご意見をいただきたいと思います。

事務局からは以上です。

石川委員： 34 ページの 3-18「施設通所交通費の助成」という項目で、「・・・地域作業所等へ通う精神障害者のために交通費を助成します。」と記載があるが、等とは何を含んでいるのか。

また、デイケアに通うときには助成されていない。

他の障害者の場合には、交通割引がJR、大手私鉄、バス等、全部割引を受けることができるが、精神障害者の場合は割引が殆どない。

航空会社や一部のバス会社では割引をさせていただいているが、作業所、デイケアに通うとき以外にも交通費は発生するわけで、負担が大きい部分でもあるので、もう少し広く、進められないのかという思いがある。

事務局： デイケアに関しては、医療の中で通っていることなので、対応していない状況がある。

通所交通費の現状ということであれば、市内に限らず、市外（町田市や都内などの遠方）に通う方や、東京都から引っ越してきて、通っていた事業所にそのまま通うなど、遠方に通う方たちが増えてきているので、通所交通費だけでもかなりの補助になっている。

精神障害をお持ちの方の交通関係の減免に進んでいないという現状の中でという意見と捉えているので、計画の中でどこまでできるのかというところはある。

また、等が何を指すのかということは調べて後日回答する。

石川委員： 交通割引に関しては、バス料金など県などもっと大きいところが動かないと、進まないと感じている。

市からも県などに働きかけていただきたいと思っている。

就労の際（仕事）も交通費の割引を受けられない。

通勤での交通費も知的障害や身体障害者の方と同じように割引を受けているという前提で職場からの交通費が補助されている。

そのため、精神障害者が週4、5日通勤すると、なぜか実費負担をして通勤しなくてはならない状況になっている。

これについては、県や国の問題でもあると思うので、秦野市のからも働きかけていただきたいと思う。

事務局： 県や国というお話について、昨年、神奈川県が障害者計画を策定し、県知事の意向も強かったと思いますが、計画の中に精神障害者の交通費の割引についても事業者に求めていくという記載がされているようです。

市としてもことあるごとにそういった要望はしていきたいと考えている。

佐藤委員： 教育分野から施策の体系の部分について、「ともに学びともに育つ教育の推進」を取り入れてくださり、うれしく思います。

ありがとうございます。

その中の基本施策に「一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進」という文言がそのまま残っており、これだけでは、本当に一人ひとりを丁寧に見ていくことを突き詰めるあまりに、個別の対応に突き進んでしまうことが懸念される。

下位項目としては「交流及び共同学習の推進」という言葉を入れたほうがいいのではないかと思う。

現在、既に障害のある子ども（支援級等）、支援学校の子どもたちが通常学級の子どもたちと、できる限り同じ場で学ぶ機会を設けるような取り組みがされている。

それは、教室で常に一緒に過ごす、高校のインクルーシブ教育実践推進校のようなことを言っているのではなく、できる限りの交流や一緒に勉強する機会を設けるというものである。

現実に取り組みされているので、下位項目としてあげたほうがいいのではないかと思う。

さらに、施策の体系 1-4「統合保育・教育の実施」という個別施策がありますが、事務局から、「障害のあるなしにかかわらず」という言葉があったように、統合というのはインテグレーションであり、障害のある人とない人を分けるという発想からスタートしているもので、教育の世界でも使われなくなっている。

分けてから併せるのではなくて、個人の特性を見いくという風潮に考え方が変わっている。

例えば、「交流保育とか交流及び共同学習」のように用語の整理をしていくことが必要ではないかと思う。

さらに、21 ページの 2-2「特別支援教育体制の充実」の中で、「児童、生徒のニーズに応じた教育の場の提供に努め、通級指導教室の充実に努めます。」という文言があるが、現在、市教委さんが行っているのは、このレベルではないため、「児童生徒のニーズに応じた弾力的で多様な学びの場を整備するとともに・・・」という文言にしたらいいいのではないかと思う。

弾力的な学びの場というのは、就学決定時に特別支援学校や支援級、通常級と決まっても、その後の子どもたちの実態、成長を見て、その次の年は支援学校のほうがいいのではないか、支援学校で頑張っ力がついたらから支援級でやってみようなどのように進めていかなくてはいけないと考えており、実際に市教委さんで行ってくださっている例もある。

そのため、「就学指導委員会」と言われていたものが、「教育支援

委員会」にかわり、中教審の答申により、「就学決定時だけでなく、その後も一貫した支援を行うように。」という流れに変わってきている。

それも踏まえたうえで、文言を変えていくことが必要ではないかと考える。

伊藤会長： 今回の意見を踏まえて、障害者福祉計画の策定を進めていくことを各委員に伝える。

また、こども部門で進めている「はぐくみサポートファイル」についての記載がないことについて委員に意見を伺う。

大永委員： 確かに「はぐくみサポートファイル」記載がなく、どこに入るのかと考えると、乳幼児から就学前にあたる、1-2「早期療育システムの充実」、1-3「療育相談の充実」くらいから「はぐくみサポートファイル」の配布が始まり、「はぐくみサポートファイル」が生涯ご本人と一緒にくっついていくものと考えれば、ライフステージのどこかに入るというものではなくて、全てにあてはまる。

そう考えると、「早期療育システムの充実」、1-3「療育相談の充実」辺りから、その文言を入れてもらうと、より良いのではないかと思う。

石川委員： 5-51「Net119緊急通報システム事業」について、聴覚障害の方が対象ということで、援護が出しにくい方が対象であると思うのだが、精神障害の方も電話が苦手であったり、パニックになるとわけがわからなくなってしまうようなところがあったりする。

また、薬の副作用で言語が不明瞭な方もたくさんいると思う。以前、Net119に精神障害の方は登録できないのかということを知りたいと障害福祉課に問い合わせたら、現時点では考えていないという回答をいただいたが、その後も同様なのか。

その際に「パニックになったら、携帯の操作事態ができないのではないか。」と言われたが、操作ができて話せないという確率のほうが高いのではないかと思っている。

事務局： 5-51「Net119緊急通報システム事業」については、消防の情報指令課が窓口になっており、11/9を初回に実施するというもの。

当課にお問い合わせいただいたということだが、障害種別でお話させていただくと、一般的には聴力・音声言語機能障害があり、お話ができない、会話ができないというところを中心とした事業であると消防から伺っている。

ただ、精神障害によって音声言語に障害が起きるところ

は、応相談だと思う。

その方が会話が難しい、でもスマホの操作はできるという状況であれば、それはそれで良いと思いますし、スマホを開いて、それぞれの項目に答えていくことで 119 番通報をするというシステムなので、その操作が可能な状況でも会話は成り立たないということ満たせば消防も該当しないとは言わないと思いますので、情報指令課には改めて確認する。

障害福祉課の所管事業ではないため、回答は消防に確認させていただきたい。

生川委員： 2-6「特別支援学校等在学者福祉手当の支給」、2-7「特別支援学級介助員等の配置、介助員研修会の実施」について、支給対象者数や配置人数の記載があるが、今後の方針・目標に周知や配置をしていくとの記載がある。

これは、実際に大いに足りていないものなのか、充足しているが今後も継続していくものなのかお聞きしたい。

2-8「特別支援教育就学奨励制度の実施」についても同様に伺いたい。

事務局： 2-6については、特別支援学校も多岐にわたるので、手続きの漏れがないように連携していくという意味での記載であり、周知が行き届いていないという意味での記載ではない。

生川委員： 目標の部分で、数値で表している部分もあるが、数値目標を出したほうが望ましいのではないか。

3-6「市職員の障害者雇用」について、いつ頃までに法定雇用率に達しようとしているのか、もう少し、具体的に記載していただけるとありがたい。

最後に計画の評価をする場合、数値目標があればできたのかできなかつたのかより明確に評価できるが、数値目標がないと目標が達成できたかできなかつたかが、非常に曖昧になってしまうのではないか。

可能なところは、数値目標を出すと方が良いのではないか。例えば、5-3「歩道の整備」5-5「都市公園の整備」、5-7「駅の垂直移動施設の整備促進」については、今後の方針・目標に達成年度が記載されており、評価をする際に非常に有効的で明快であると感じる。

伊藤会長： 伊藤会長より、2 ページに記載がある、障害者基本法に基づく秦野市障害者福祉計画、障害者総合支援法に基づく、秦野市福祉

計画があるという計画の位置づけについて説明。

また、秦野市福祉計画でサービスの数値目標を記載して、見込み量や数値目標を含めた計画というものを具体化させるという流れになっていることも伝える。

さらに、障害者福祉計画と障害福祉計画の違いもご理解いただき、今回の障害者福祉計画には、具体的な数値目標が記載されていないということも伝え、今後の進め方については、事務局から改めて説明する。

事務局：

《今後のスケジュールについて》

- ・ 今回の委員会で意見をいただき、更なる意見があれば、配布資料の秦野市障害者福祉計画の意見等で11/15（金）までにご意見をいただく。

（メールでも可。）

庁内のスケジュール

- ・ 11/5（火）に部長会議
- ・ 11/15（金）議員連絡会（市議会議員の方々に意見をいただく。）
- ・ 11/20（水）からパブリックコメントを実施。

（市民の方から広くご意見をいただきたいため、1ヶ月程度を考えている。）

以上の意見をすべて踏まえて、障害者福祉計画（案）を作成し、来年1/21（火）の第4回支援委員会で秦野市長から支援委員会に諮問をさせていただき、答申、3月に策定という予定を伝える。

さらに、磯崎委員より、「秦野市障害福祉計画は、どの場で議論されるのか。」という質問があったため、山本課長より、障害福祉計画について、障害者福祉計画と計画年度に若干のずれがあることを説明する。

また、現在の障害福祉計画は、平成30年度から令和2年度までの計画であり、令和2年度末（平成32年度末）までの数値目標が記載されていること、令和3年度からの福祉計画を令和2年度（来年度）に支援委員等の場で協議していく予定もお伝えする。

伊藤委員長より、改めてご意見がある場合は、11/15（金）までに意見を頂戴したい旨伝え、議事（1）は終了する。

(2) 秦野市障害者支援懇話会部門の再編成について

【池田担当課長から、資料2に基づき説明】

資料2については、平成30年度第3回障害者支援委員会で議題として提出したものと同一内容です。

現状の課題としては、1(2)機能的に組み直すことが必要な部門の課題として、権利擁護体制構築のためのもの、緊急一時受け入れ体制検討のためのもの、差別解消啓発促進や障害に関する普及啓発をする場が必要ではないかというものが出されています。

先ほど議題にあがった、第5期の福祉計画に記載されている「精神障害者に対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」を令和2年度までに設置するということや第1期秦野市障害児福祉計画には、令和2年度までに「子どもの医療的ケア支援体制構築のための協議の場」の設置という目標の記載があります。

こういった課題を踏まえて、部門の組織再編を行う必要性について、ご了解をいただきました。

2、部門構成について（現在）について

現在は5部門あり、相談部門については、その下部にワーキングチーム（以下、ワーキングチーム）が3つ組織している。

ワーキングチームの詳細は、①委託相談支援事業所連絡会（事務局：ぱれっと・はだの）年12回の開催。

②相談支援事業所等連絡会（事務局：ぱれっと・はだの）年12回開催。

③サービス管理責任者、児童発達管理責任者ネットワーク連絡会（事務局：丹沢レジデンシャルホーム）年2回開催となっている。

現状は、懇話会の中で行う事務として、1) 障害者虐待事例を含む処遇困難事例への支援のあり方に関すること、2) 障害者及びその家族の支援体制にかかる課題整理並びに地域の社会資源の開発及び改善、3) 相談支援事業の充実を図るための方策に関すること、4) その他障害者等への支援体制の整備に関することがあり、上記に関して、意見や助言を求める場として懇話会を設置している。

3、部門構成について（再編後：案）

来年度に向けた部門の再編成について、部門は5部門のままを考えている。

変更点としては、部門の名称変更やそれぞれの下部組織にワーキングチームを設けること、今までは全ての部門で同一の所掌事務を行ってきたが、第5期障害者福祉計画の基本施策をそれぞれの部門に位置づけながら、部門の中でこの計画を5年間推進していくために必要なことを議論できるように案として提示させていただいた。

また、前回の支援委員会までに必要性が示されていた2つの協議の場について、子どもの医療的ケアに関する協議の場については、子ども部門の中に位置づけし、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場は、幅広い内容や所管、関係者を集めることが必要ではないかという議論を踏まえ、一つの部門で行うには広すぎるという意見があり、懇話会に位置づけるのではなく、他に組織するという方向性で進めていこうと考えている。

さらに、現在は相談部門の下部組織にワーキングチームが3つ組織されているが、今後はそれぞれの部門に振り分けることと、部門の名称を「地域生活部門」から「福祉サービス部門」に、「くらし安心部門」については、緊急時の対応含め対応していたところをもう少し、広く行っていけるように、「地域共生部門」に名称

変更し、所管は第5期計画からを考えている。

そして、ワーキングチームの設置で部門の中だけでは十分に意見や課題を整理することが難しいことや最前線で支援を行うサビ管や児発管の横のつながり強化や情報共有することでの秦野市全体の障害福祉サービスの向上にもつながるのではないかと考えている。

2 令和2年度に向けての組織図（案）について（A3版資料参照）

地域共生部門の中に当事者連絡会があるが、現在はくらし安心部門の取り組みの中で当事者に参加していただくことの事案が多い。

現在は緊急時の防災対策について、当事者からの視点や意見を聞きながら行っていることもあり、当事者の連絡会を作ることをご提案させていただいた。

各部門の変更点としては、今までも医療的ケア児の支援について、こども部門でも議論していたが、引き続き行っていただくとともに子どもの医療的ケア支援体制構築に関する協議を行う場として、(1)に明記した。

また、名称変更を考えている(4)福祉サービス部門では、緊急時受け入れ体制の検討や福祉サービスや障害者への支援体制の充実を図ることを含め、(5)地域共生部門では、緊急時対策に加え、多様なくらしの場における安心・安全の確保を図ることを含め、案を作成した。

今年度末までは第4期障害者計画だが、今後5年間、第5期障害者計画を進めていく中では部門の再編を行う必要性があると感じ、5年間の中でより着実に障害者福祉計画を実行するために、部門の中で検討し、助言をいただき、支援委員会により意見や課題をあげていただけるような部門構成にしたが、委員のご意見をいただきたい。

石川委員： 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための組織は、懇話会以外で組織することが望ましいということは、別に組織されるということだと思うが、厚労省や県の資料を見ていると、地域の保健所が中心となって市町村との連携の中で行うというように捉えられる。

その場合に保健所、市、当事者が一同に話し話をするということになるのか。

また、ピアサポーターの養成を行っているので、ぜひその中に当事者を含めていただきたい。

さらに、地域共生部門の下部に当事者連絡会とあり、内容が緊急時対策に加え、多様な暮らしの場における安心・安全の確保を図っているが、範囲がすごく広いと感じ、当事者部門になってしまうのではないかと思うがどうなのか。

事務局： 市としても、そういうイメージでいる。

昨年からの流れでは、懇話会の中のどこかの組織、部門で調整できるようにしたいと考えていたが、一つの部門では、所管している

範囲が今以上に広がり、担って行くことが難しいと考え、石川委員からは保健所などの名前があがっていましたが、県と市はそれぞれの役割があり、福祉の施策で考えて行くのが市町村の役割のため、関係機関と連携しながら令和2年度までに、まずは、設置するということを検討していきたいと考えている。

後段の質問については、5つの部門の中で検討できる内容であれば検討をしていただくのだが、部門の中だけでは担えない、新たな取り組みなどは、その中から取り出して、プロジェクトチームのように集中的に行える場や部門の中だけでは十分に意見を集約できないこともあると思うので、そういったことを話し合う場としてのワーキングチームを考えている。

また、ワーキングチームは必ずしもなくてはいけないものではないので、役割が終了すればワーキングチームは終わりにしても良いと考えている。

当事者連絡会としては、「部門の中では吸い上げにくい意見などを吸い上げる場を持ったらいいのではないか。」というご意見があったため、当事者の方たちから出たご意見を地域共生部門に上げていただき、協議していけるようにと考えている。

石川委員： 地域共生部門以外の課題が出た場合はどうするのか。

伊藤会長： そうした場合は総合部門から支援委員会にあげていただくという形になります。

相原副会長： 地域共生部門の当事者連絡会について、現在、当事者部会を作りたいという要望があり、こうなっていると思うが、当事者団体の長が集まって話し合う場がないということを伝えていて、横のつながりがない。

それぞれの当事者団体の長の方の顔が見えないとか、一つの課題について話し合いを持たないと、当事者団体というのは、当事者だけでなく家族だったりするので、障害を持った人が秦野市でいかに幸せに生活ができるか、守られるか、支援ができるかというところを突き詰めていかないといけないと思っている。

今までは、そのことを議論する場がなかったので、地域共生部門で障害がある方や当事者会の会長がきちんと横のつながりを持って話し合いができるように大事にしていきたい。

(3) 障害者支援懇話会部門報告について

【こども部門大永委員より、資料3に基づき報告】

重点事項は2点。

- (1) 医療ケアが必要なケースの課題について、ラウレアが6月1日にオープンした。

部門としては、10月31日（木）に見学に行く予定。

また、県の事業がそれぞれスタートしているが、お読みいただきたい。

(2) 「はぐくみサポートファイル」作成して丸4年、発行部数は1000冊を超えました。

しかし、使われている形跡がなく、作ったはいいが、果たしてどこまで浸透しているのかということが今年度のテーマになっている。

では、どうしたら浸透していくのかということも考えると、まず部門に参加している委員のそれぞれの事業所で使おうという取り組みをし、弘済学園、あけぼの、たんぽぽ、神奈川病院、OHANAの会で取り組んでいる。

このような進捗状況だが、時間がかかることだと思っており、せっかく作ったのだから有効に使っていききたい。

他市町村でも同じよう課題があるということを知っているため、長いスパンで取り組んでいきたいと考えている。

報告は以上。

伊藤会長： 県の「ケア付き通学支援」の情報源はどちらか。

また、市から取り組み状況を教えてほしい。

秦野市として、取り組む方向か。

大永委員： 秦野市障害福祉課からの情報提供です。

事務局： 県の補正予算での事業で、県に確認したところ、「県内で行っているところは、現在はない。

準備をしているところはあるかもしれない。」との回答であった。

内容としては、医療的ケアの必要なお子さんの通学に付き添う保護者の負担軽減をするために、保護者に代わって看護師を同行させ、医療的ケアの必要なお子さんの通学支援を行う市町村に対して、通学支援に要する経費を補助するというもの。

今年度、新規事業として開始したもののため、来年度以降も継続する事業だと思っている。

秦野市としては、訪問看護ステーションなどの看護師を配置している事業所が行わないとできないことであるため、現在、意見を照会しているところである。

伊藤会長： 事業所があれば実施して行く方向のようです。

対象の方が何人いらっしゃるかはわからないが、市としては進めていきたいというお話をいただきました。

もし、進めていくようであれば、障害者福祉計画に盛り込んでいただくことも必要ではないかと思う。

この件について、大永委員から意見はあるか。

大永委員： 市から情報提供をいただき、画期的というか新たな切り口のように感じている。

しかし、実際に利用する場合に看護師が対象児の自宅までの訪問

手段や支払いはどうするのかといった問題もある。

今後、具体的に実現していくと医療的ケアの必要なお子さんの問題は事業所があってスタートするという状況で、我々が頑張っても事業所ができないと、なかなか前に進んでいかないというもどかしさがあると感じている。

県でもこういった話が上がったということは、まずは一歩かなと思っている。

伊藤会長： 実際には市内でも前向きな事業所があるようなので、これから進んでいけば良いと感じている。

こども部門でも具体的に検討いただければと思います。

【就労部門について中山委員より、資料3に基づき報告】

重点項目は2点。

(1) 「秦野市福祉事業所合同説明会」の開催について

9月12日に就労部門を開催し、次回の事業所説明会について検討を行った。

この件に関しては、就労部門で扱っていたものなので、就労支援事業所に特化した事業所説明会になるのかと思っていたが、小学校、中学校、養護学校を含めた、家族の方を対象としているということで、就労の事業所だけではなく、秦野市内の相談支援事業所、生活介護事業所にも声をかけて、合同説明会という様になってきた経過がある。

会長にも相談しながら、次年度以降もどの様に扱っていくのか、相談をさせていただいている。

次年度も開催することは決定しており、内容を検討しているところである。

(2) 福祉事業所職員（精神障害）向けのセミナーについて

10月11日（金）に秦野市障害者雇用促進セミナーを開催した。

今回は、精神障害者の方に就労支援をしている事業所に声をかけ、25名が参加した。

神奈川県障害者職業センター職業カウンセラーを講師として、精神障害の方への就労支援の状況について、講義をいただいた。

併せて、来年になると思いますが、精神障害の方の就労支援を行っている事業所の訪問も行う予定で、こちらも神奈川県障害者職業センターに事業所の紹介をお願いしている状況です。

報告は以上。

伊藤会長： 報告があったとおり、事業所合同説明会は来年度の5月に開催する予定で調整を行っていることを総合部門でも確認している。

就労部門の枠を超えた開催という中では、今後はばれっと・はだのが主体となって進めていただけるという確認は取れている。

来年5月の開催をするとなるとそろそろ準備をしていかななくては
いけないので、また詳細に関しては、就労部門のこれまでの経過も踏
まえて、ぱれっととも調整しながら進めさせていただきたい。

山口委員 就労部門の担当と話をしながら、基本的にぱれっとの方で進めて
いきたいと思う。

【相談部門について山口委員より、資料3に基づき報告】

8月26日（月）に第3回の相談部門を開催した。

新委員として、弘済学園の姉崎氏とくず葉学園の井上氏に加わっていただ
いた。

(1) 相談支援体制の強化について

姉崎委員より、障害児の相談支援体制について、児童発達支援センターす
きっぷとして、通所事業所へのつなぎや、計画相談に関する親への理解促
進、私立の幼稚園や学校への訪問等について報告いただいた。

また、「ぱれっと・はだの」に寄せられた、「ひきこもり」相談について報
告し、どのような対応が必要かを引き続き検討していくこととなった。

部門の委員に秦野病院の職員もおり、話を聞くと、「病院としては通院す
ることでかわりが始まるが、通院しなければ何も手が出せない。」という
回答であった。

障害福祉課もまずは、通院、訪問看護、デイケアの順で支援を進めている。

しかし、なかなか表に出ない問題があり、表出されない問題にどう取り組
んでいくのか悩んでいるとの声もあるため、地域課題として今後も情報を
提示していく。

(2) 精神障害者に対応した地域包括ケアシステム構築の協議の場について

一時、相談部門でお預かりしながら話をしていましたが、この課題に関して
は、部門再編でも話がありましたとおり、幅広い対応をしていく必要がある
だろうという結論に至った。

ぱれっと・はだのとしては、当事者さんの声を聞いてもらいたいという要
望に応える形で、「ボイスピア」を9月21日（土）に開催した。

こういった取り組みで、精神障害のある方の声を皆さんにも聞いていた
だき、ピアの方たちが行っている活動の報告をする場が引き続き必要であ
るということやこういった場を設けてほしいという声があることを確認し
た。

精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの一つの取り組みとして、
継続して行っていきたいと考えている。

相談部門に関しては、相談支援体制整備、強化を検討する場、特に困難事
例や解決したいケースを検討する場としたい。

第5期障害者福祉計画にもあるが、秦野市の人口は減っていく傾向にあ
るのに対し、障害のある方は増えていく傾向にあるという推計もあります

ので、増えていく障害者の方にも対応していくため、相談支援体制を強化していくことに、今後も取り組んでいきたいと考えている。

【地域生活部門について小松委員より、資料5に基づき報告】

昨年、移動支援について実態調査等を行い、今年5月の支援委員会で報告をさせていただいた。

先ほど議題にあがっていた懇話会の部門の再編について、今年度末までに再編をするということなので、部門の再編後に新たな委員の選任等を考えていきたい。会議については開催していない。

【くらし安心部門について鈴木委員より、資料3に基づき報告】

重点事項は4点

- (1) 自治会が要支援者の避難訓練を実施してもらえるよう活動するについて、普及はしてきているが、精神障害のある方の理解が不十分であると感じ、理解と啓発活動を行っていききたいと考えている。
- (2) これに対して、今後、広報を始め、自治会の会合や民児協の定例会等で、啓蒙活動をしていきたい。
- (3) また、精神障害だけでなく、すべての障害種別を対象としたいという意見がある。
- (4) 緊急時に障害者の方が守られるようにビブスやバンダナ、ヘルプマーク等を設置するについて、不織布のビブスを予算内で700着揃えられるということで、年明けを目途に購入の手続きを進めていききたいと考えている。
- (5) 保管場所については、色々と意見がありましたが、市内23箇所の避難所に保管するという事で検討を進めていききたいと考えている。
- (6) 事前配布という意見もあったが、災害時に取り出せない、忘れてしまう可能性もあること、実際、避難所を利用しないという可能性もあるなどの意見から、各広域避難場所を保管場所としたいと考えている。
- (7) また、周知方法についても意見があったが、ポスターを作成し、障害者事業所、学校など、公共施設などに掲示する。
- (8) また、広報はだの、新聞、社会福祉協議会の機関紙、タウンニュース等への掲載が考えられている。
- (9) さらに、避難場所には、看板を設置する。
- (10) 福祉のイベント等でマネキンボディにビブスを着衣し、PRすることなども考えている。
- (11) また、次年度の市の防災訓練にて、視覚障害者、聴覚障害者の方に使用していただくことも考えており、広域避難場所のメイン会場1箇所で行うことで進めていく。
- (12) 防災情報をまとめたリーフレットを作成し配布するについて、物資の流れや物資をもらいに行けない場合の対応方法については、防災課と相談している。

- (13) また、障害に特化した情報については、障害種別ごとに注意や心得など、ワンポイントアドバイスをわかりやすく載せるなど、色々な意見がある。
- (14) さらに、ひらがな主体と点字を入れたリーフレットも合わせて作成したらどうかという意見があり、現在7割程度が完成している。
- (15) これに関しては、今後、予算が必要になり、目標としては5000枚(内点字100部)を作成したいと考えている。
- (16) 保管場所は障害福祉課がよいと考えており、周知方法としては広報他、障害福祉課のHPにアップロードするなども視野に入れたいと考えている。
- (17) 防災課と当事者団体をつなげ秦野市緊急メールの設定数を増やすに関して、説明会を福祉大会やぱれっと祭り等でブースを設けていただけないかという意見があり、センターフェスティバルが来年あるため、そこに向けて準備をしていきたい。
- (18) また、NET119の周知もしていく。

最後に、地域共生部門の当事者連絡会という案がありましたが、現在、参加されている当事者団体は知的、身体、精神、視覚、自閉症という5団体の方が参加されています。

しかし、聴覚障害の方が入っていないため、入れていただければと思っています。

検討を願いたい。

報告は以上

石川委員： ぐらし安心部門に参加していますが、自分よりも前から参加している方は、「ビブスの話をいつまでしているのか。」とおっしゃる方もいて、今後、部門の再編があるため、ビブスとリーフレットについては、自分たちでまとめて、形にし、来年度に渡したいと考えている。

次の部門が12月に開催され、それが終わると年度末の会議になってしまうため、団体の横のつながりを持って、12月に向けて進めてしまっていないのかどうか確認したい。

また、PR方法についても、リーフレットについては、防災課からの情報がとても大事であると考えている。

特に物資の流れを書いたほうが良いと言われてもわからないので、防災課の協力ができないなと感じている。

伊藤会長： ビブスに関しては、今年度予算が計上され、前向きに検討していただければと思う。

現物を改めて提示していただいて、本委員会で承認していただけたら、実施することになると思う。

来年度の避難訓練で行えるように計画をしているとも報告をい

ただいているので、進めていただければと思う。

委員については、防災課の職員も含めて、検討していただければと思う。

(4) 湘南西部障害者保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター活動報告について

【湘南西部圏域自立支援協議会千葉オブザーバーより、資料4-1～4-3に基づき報告】

・資料4-1について

この資料は、10月23日(水)に秦野市保健福祉センターで開催された、第2回湘南西部圏域自立支援協議会での資料です。

地域生活支援拠点について、今年度、神奈川県 of 自立支援協議会でも中心的な議題として取り上げられており、圏域内の地域生活支援拠点の取り組み状況について、前回の支援委員会でも報告をさせていただきました。

第2回湘南西部圏域自立支援協議会では、改めて地域生活支援拠点の意味について確認するための場を設けたいという意見に基づき、資料を作らせていただいた。

今回の神奈川県自立支援協議会は3月に開催予定だが、改めて、地域生活支援拠点の推進状況について調査をするというアナウンスもあった。

以下、資料の説明。

〈Q1：拠点の整備目的はなにか〉について

太枠内の2つの目的がある。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施によって、短期入所等の活用をできるようにするという事で、突発的なことがあっても対応可能という地域の安心感を作ること。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH(グループホーム)、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備すること。
- ③ (例えば、親御さんが倒れて緊急時がくる前に自立の準備をするために行うもの。)

〈Q3：拠点等の必要な機能は何ですか〉について

地域生活拠点が一体どのようになったら、整備が完了したということになるのかと、必要な機能は何かということが、Q3に記載されている。

原則、5つの機能(①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり)をすべて備えることが必要であるということになっているが、地域の実情を踏まえて判断して良いということになっている。

どの段階で整備がなされたかということについても、地域で判断してよいとのこと。

では、どこで判断するのかについては、地域協議会で実情を踏まえて、客観的に

判断をしていいとのことでした。

上記を整理したため、共有させていただいた。

・資料4-2について

先ほどの議題に関連することとして、緊急時の受け入れを短期入所施設で行う場合の課題についても確認を行った。

地域生活支援拠点の機能のひとつに緊急時の受け入れ・対応があり、どの市町も苦労しているところである。

短期入所施設を活用することを基本的なラインとして考えているところが非常に多いが、なかなか検討が進まない現状がある。

このことから、短期入所施設の事情も整理して、理解したほうが良いだろうということで、資料4-2を作成した。

資料4-2の左側、通常の短期入所の利用開始までには、7つのステップを踏んでいかなくてはならない。

途中で、合わないと思えば、別の施設を見学するなど、非常に時間をかけて利用につなげていく。

利用開始までは、約1ヶ月の時間がかかる。

それに対し緊急時の受け入れ（資料4-2右側）については、受け入れ相談を受けてから数時間で利用につなげるということで、説明もなにもないまま利用開始するということが、大きく違うところである。

2、緊急時の受け入れ対応をする場合の課題について

どの短期入所施設でも、慢性的な人員不足で通常の短期入所を受けることも厳しい状況である。

中には、短期入所のベッド数を減らしている施設もある。

また、施設によって専門性（得意とする障害種別）の違いがあり、夜勤の人数や職員体制にも違いがある。

さらに、知っている方（マッチング、アセスメント、施設利用に関する十分な合意が済んでいる方）であれば受け入れられる（※現場職員への過重な負担の回避と知らない方の受け入れにより発生する事故・リスクの回避するという意味では大事になってくる。）という現状がある。

それを考えると、緊急の受け入れ要請があっても、限られた人数で通常の業務を行っている現場職員（若手職員）には、緊急の受け入れは負担が大きすぎることで、特に管理職の少ない、休日・夜間の対応への不安感・負担感が非常に大きいということで、受給者証が仮にあっても、施設のベッドが空いていても急に知らない方を受けられないということにつながっている。

上記の課題の解決策については、特別な対応（24時間の十分な見守り・支援体制）を行うための職員配置（管理職等によるイレギュラーへの対応）が必要になる。そう考えると、短期入所事業所での緊急受け入れをするためには、そのための職員配置に要する経費の裏づけ（＝加算）が必要となることが結論付けられた。

短期入所施設での緊急時の受け入れは、この部分を検討、解決しないと、進まない事情があるため、情報の共有をさせていただきたい。

その他、資料4-3「ナビだより」については、お読みいただきたい。
報告は以上。

(8) その他

遠山委員より、別添資料について説明をいただく。

1. 令和元年10月4日(金)開催 清祥地区障害者就職面接会開催結果(速報)について

令和元年10月4日(金)に開催された、西湘地区障害者就職面接会の開催結果について、今年度は小田原アリーナで開催、昨年度は秦野市さん協力の下、総合体育館で開催した。

来年度は、平塚ハローワークの管内で開催予定。

企業と障害のある方との出会いの場、企業さんに障害のある方のことをわかってもらうという意味も含めて、毎年開催している。

出席事業所は50社～60社、西湘地区の企業が参加し、実施している。

障害者雇用率を満たしていない事業所には積極的に参加していただいている。
(結果は資料参照)

2. 令和2年1月6日からスマートフォン対応、マイページ開設、求人情報の充実などハローワークのサービスが充実について

スマートフォン対応、マイページ開設、求人情報の充実などをする予定。

現在は、ハローワークの窓口に来ていただくことが基本となっているが、来場者用に設置されている求人検索PCがネット上で同じように利用できる(ハローワークインターネットサービス)ようになる。

閲覧できる求人内容についても、充実が図られ、以前より、詳しくなる予定。障害者を対応とする、求人についてはネット上では、事業署名が公開されないものが多いため、ハローワーク窓口でご案内する。

これは、ハローワークの紹介で就職した場合に、就職先が助成金や支援を受けるためにハローワークの紹介という項目が必要になるため、事業所名を公開せずに情報だけ公開し、ハローワークに相談していただいて、紹介する(支援機関との協力含めて)流れになっている。

(資料参照) 障害のある方については、従来どおり、窓口での登録も行える。

松田所内は10月15日から求人検索パソコンが20台から12台へ、秦野市ふるさとハローワークは9台から6台へ変更になっている。

これは、スマホや自宅のPCで求人検索ができることから、台数を減らしている。

年内は不便をかけるが、ご理解いただきたい。

3. 就職活動や職場定着に向けた情報共有ツール 障害がある方の「就労パスポート」をご活用くださいについて

上記について、厚生労働省で第4回の検討委員会を行っており、10月24日

に開催された検討委員会の資料。

(資料5-1、5-2) こちらは、就労パスポートといい、障害のある方が働く上で、自分の特性やセールスポイント、希望する配慮などを支援機関とともに整理し、職場や支援機関と円滑に情報共有することにより、自分にあった支援を活用しながら、職場定着を図っていくためのツール。

就労パスポートの書式、ガイドライン策定期間が10月中旬になっており、HPを確認していただくと、どういう形で進むかということがわかるようになっている。

11月からウェブ会議による研修を実施している。

12月を目途に支援機関向けのワークショップ方式の研修を実施、令和2年1月には事業所向けの活用セミナーを実施予定。

利用開始は、新年度の予定で現在、神奈川県内では、試行実施している施設もある。

4. 精神・発達障害しごとサポーター要請講座を開催していますについて

精神・発達障害の方は、年々、雇用が増加している。

これらの方が、職場で働き続けるためのポイント「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、ともに働く上での配慮があること」です。

障害特性の幅が広いと、各職場で応援者になっていただく方のための、養成講座。

現在、企業で働いている方や公的機関で働いている方を対象にしている。

日時：令和2年1月24日（金）14：00～16：00

場所：松田町民文化センター・松田町立公民館 3F大会議室で開催予定。

〈映画上映会に関する提案について〉

相原副会長より、映画上映会への、秦野市障害者支援委員会の主催について、提案があり、委員の承認をいただく。

〈秦野市地域生活支援拠点について〉

山口委員より、秦野市地域生活支援拠点（緊急時の受け入れ・対応）について、報告がある。

(別添資料参照)

先日、市内の短期入所がある7施設と緊急時の受け入れについて会議を行った。入所施設は、現在も大変な思いをしながら、緊急時には受け入れをしていただいている。

しかし、地域生活支援拠点ができたということで、もう少し、システムチックに緊急時の受け入れを行わなくてはいけないし、職員の疲弊なども考えると、フロー化していかなくてはいけないと考えている。

先程、湘南西部圏域ナビからの報告にもあった、資料4-2の課題に対する取り組みとして、地域生活拠点としてご提案をさせていただきたい。

〈平常時について〉

別添資料 秦野市地域生活支援拠点（緊急時の受け入れ・対応）：平常時

平常時については、短期入所などを利用しながら、本人に合う施設を探していただき、保護者や家族に何かあった場合（緊急時）に、本人にはこの施設が一番いいだろうという施設を何事もない時に体験し、探していただく。

また、病院に通院している方は、地域生活支援拠点を通さずに直接、医療機関に入る場合もあるため、①、②のようなフローを記載している。

ぱれっと・はだのは、基本的に9時30分～17時30分まで開所しているため、通常時はその間で対応させていただきたい。

事前に、家族に何かあった場合に利用する施設がどこであるかの意思表示を相談員に伝え、サービス等利用計画に反映していただくことで、緊急時に備えることができる。

その準備をしておく、湘南西部圏域ナビの資料4-2に記載のあるような、緊急時に困ってしまうことが軽減できるのではないかと考えている。

日頃から、短期入所等を積極的に利用していただくことを利用者にも協力いただき、事業所だけでなく、利用者にも緊急時に備えていただくという形をフローに記載した。

それを行ったうえで、緊急時（資料裏面緊急時）に、本人や家族がこの施設を利用したいという意思表示が確認できている方について、ぱれっと・はだのが夜間等（9時30分～17時30分以外の時間）においても、夜間携帯電話の番号をお伝えし、夜間でも受付できるようなコーディネーターを設けたいと考えている。コーディネーターが夜間携帯で受け付けたときに、本人の意思表示が確認できていて、受け入れ施設も本人の特性を理解していることが前提であれば、緊急時も受け入れ、調整ができるのではないかと考え、フローを提示した。

緊急時の受け入れになるので、原則2、3日以内に関係者でケア会議を開催し、その後の支援につて検討を行う。

まずは、緊急時の2、3日の受け入れや対応ができるフローということで提示した。

入院歴や通院歴がある方は、ぱれっと・はだののコーディネーターを通すという手段もあるが、直接、医療機関に連絡したほうが早いこともあるため、④のフローの記載もしている。

地域生活支援拠点として、入所施設の意見をお聞きしながら、作成した。秦野市に住まわれる方の安心・安全を少しでもカバーできるのであれば、この方法で進めていきたいと考えている。

しかし、地域生活拠点として考えつかないことや思いつかないこと、課題も想定されると思うため、委員の皆様にご意見や指導をいただきながら、「オールはだの」として、安心・安全と思える拠点としての役目を果たせるように進めていきたいと考えている。

伊藤会長より、上記については、ぱれっと・はだのや障害福祉課にご意見をお寄せいただきたいことを伝える。

最後に事務局より、台風19号に伴う対応についての情報提供を行う。

今回の台風19号では、災害時の要配慮者支援班を設置するレベルになった。

障害福祉課と高齢介護課の職員で支援班を立ち上げて、スタンバイをしていた。

市民の方からは電話での問い合わせ、グループホームからは避難場所等についての問い合わせがあり、対応した。

それに合わせて、障害の特性により、災害時に一時避難所の場所に馴染めない障害のある方の二次的な避難所として、丹沢レジデンシャルホーム、秦野精華園、松下園、くず葉学園、弘済学園など、主に入所機能を備えている障害者施設の10施設に災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結していることから、万が一、受け入れ要請があった場合に受け入れ可能かという連絡体制もとらせていただいた。

実際の被害については、くず葉学園の屋外倉庫と作業棟に裏山の土砂が窓ガラスを割って流入し、壊滅状態であると21時30分に報告を受けた。

その後、現場確認に行かせていただき、県への報告も行った。

さらに、停電があったため、菖蒲荘への発電機の搬入を職員が担い、対応を行った。

今後の災害時における緊急対応について、もっと人数を増やしてもらえないかとか、受け入れの協定施設を現在、協定を結んでいる施設以外にも拡大できないかという意見もあり、協定施設の拡大を依頼している。

山本部長より、補足説明。

前日の対策会議で、翌日は公共施設のすべてを朝から閉館しました。

想像以上に雨量が多く、市内で4箇所避難指示を出しました。

上地区では、降り始めからの雨量が400mm、消防本部で350mm、鶴巻では270mmとかつてない雨量になった。

こういった情報は、秦野市のHPのトップ画面の気象観測情報に、非常に詳しく(10分毎)に掲載している。

台風19号の最高風速は、27.7mと強風による被害はなかった(台風15号では、30mmを越えていた)が、市内では道路の損壊、土砂の流出、公共施設の損壊は3箇所くらいあった。

今後も同様なことがあると思いますので、前日から準備が必要だということを痛感した。

当日、障害福祉課では午前中は6名、午後は増員しており、障害福祉課に電話をいただければ、できることは協力していきたいと思っていますので、ご指導、ご協力をお願いします。

その他、意見等ないため、議事は終了。

伊藤会長より、事務局に進行が戻る。

事務局からは次回、第4回の支援委員会の開催日時を伝え、相原副会長から閉会の挨拶をいただく。

閉会の挨拶（相原副会長）

この委員会は、障害者が地域で幸せな生活を送れるかということをお話し合うために、当事者も支援団体も集まっている委員会です。

自立支援協議会から始まり、それが支援委員会に名前が変わり、来年度は懇話会の部門の再編を行うということです。

それは、年々、そこに沿ったものによって変わっていくことが必要ではないかということでした。

皆さんが色々なことを意見し、一つずつ議論していくことで、障害を持った人が秦野で幸せに暮らしていけることなのだと思います。

これからも、もっと、何かあるのではないかと追求していけたらと思います。

これからもご支援よろしく願いいたします。

本日は長時間お疲れ様でした。

6 閉会

事務局より、次回の開催日時を報告し、終了となる。

次回：令和2年1月21日（火）10：00～11：30

場所：秦野市役所西庁舎3階大会議室

—— 以 上 ——

議事録署名人

会 長 _____

委 員 _____